

子育て短期支援事業のご案内

保護者が疾病などの事由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を、児童福祉施設でお預かりします。

▼対象となる児童

市内に居住する満1歳以上の児童で、当該児童の保護者が次の各号のいずれかの事由に該当するものとする。

- 1 疾病などの健康上の事由
- 2 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、または育児不安などの

身体上もしくは精神上の事由

- 3 出産・看護・事故・災害・失踪などの家庭養育上の事由
- 4 冠婚葬祭・転勤・出張・学校などの公的行事への参加などの社会的な事由

5 経済的な問題などにより、緊急または一時的に児童の養育などを必要とする場合

▼利用施設

- ・ 社会福祉法人茨城県道心園 (土浦市並木3丁目18番5号)
- ・ 社会福祉法人同仁会 (つくば

市高崎802-1)

▼利用期間

原則一回の利用につき7日以内

▼利用料(児童一人につき、1日当たりの金額)

◎生活保護世帯：無料

◎非課税世帯・父子家庭世帯・母子家庭世帯および養育者世帯：2歳未満の児童は1100円、2歳以上の児童は1000円

◎その他の世帯：2歳未満の児童は5350円、2歳以上の児童は2750円

▼申請に必要なもの

- ・ 子育て短期支援事業利用申請書(子ども福祉課の窓口)
- ・ 非課税世帯は「非課税証明書」の添付・印鑑

伊奈庁舎子ども福祉課 ☎ 58・2111(内線1162)

家庭児童相談

家庭児童相談室では、子ども(18歳未満)の養育に関する悩みごと、子どもにかかわる家庭の人間関係など、児童福祉に関する相談に応じています。

【相談日】月・金曜日(開庁日)

ひとり親相談

母子家庭・寡婦・父子家庭の方の生活全般の悩みなど、自立に向けた総合的な相談に、母子自立支援員が応じます。また、母子寡婦福祉資金貸付に関する情報提

供などにも応じています。

【相談日】月・水曜日(開庁日)

◎家庭児童相談・ひとり親相談に共通する事項

相談内容は秘密厳守されます。

▼相談方法：電話相談・面接相談

▼相談場所：

伊奈庁舎子ども福祉課・相談室

▼相談電話：

☎ 58・2111(内線1161)

▼相談時間：午前9時～午後4時30分

※予約できる方は事前に予約してください。

※費用は一切無料です。

児童扶養手当「現況届」を忘れずに

児童扶養手当受給資格者の方は、毎年8月に現況届を提出する必要があります。現況届は、毎年8月1日における状況を、受給者本人に届け出てもらい、あわせて前年分の所得状況を確認することにより、今年の8月分から来年の7月分までの1年間の手当の受給資格と手当額を決定する重要な手続きですの

で、必ず届け出てください。

現況届を提出しないと、8月分以降の手当が差し止めになります。また、現況届未提出のまま2年間を経過すると、時効により手当の受給資格を喪失しますのでご注意ください。

伊奈庁舎子ども福祉課 ☎ 58・2111(内線1163)

不動産公売に参加してみませんか？

【公売対象不動産】

○売却区分番号	27 - 23
見積価格	2,300,000円
公売保証金	230,000円
○財産の表示(登記簿による表示)	
(土地)	
所在	つくばみらい市新戸字屋敷添
地番	1044番1
地目	宅地
地籍	23.68㎡
所在	つくばみらい市新戸字上
地番	1045番3
地目	宅地
地籍	211.57㎡
(建物)	
所在	つくばみらい市新戸上1045番地3
家屋番号	1045番3の2
種類	居宅
構造	木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床面積	1階 128.60㎡ 2階 34.78㎡

茨城租税債権管理機構では、一般の方も参加できる入札により、不動産公売を実施します。

▼日時：9月1日(火) 午後0時50分(受付開始)

▼場所：茨城県水戸合同庁舎2階大会議室

中止になる場合もありますので、事前にお問い合わせください。公売不動産などの詳細は、つくばみらい市役所収納課で公売広報を無料配布していますので、そちらをご覧ください。また、茨城租税債権管理機構のホームページ(<http://www.ibaraki-sozei.jp/>)でも、詳しい内容をご覧ください。

◎茨城租税債権管理機構とは

茨城県内の市町村から滞納事業の移管を受け、滞納処分(差押・公売)などの滞納整理により、市町村税の徴収を行う特別公共団体(一部事務組合)です。

茨城租税債権管理機構(水戸市柵町1-3-1) ☎ 029-225-1221